



県章

山形県公報

平成26年7月8日(火)

第2560号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……756
- 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……757
- 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

訓 令

- 職員の配偶者同行休業に関する規程……………(同) ……同
- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……760
- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……761
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同

告 示

- 建設業法に基づく監督処分……………(置賜総合支庁建設総務課) ……762
- 同……………(同) ……763

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程……………同

教育委員会関係

訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………764
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………同
- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………766

告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………同

監査委員関係

訓 令

- 山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………767

- 山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則6-4（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則6-6（職員の配偶者同行休業に関する規則）……………768

訓 令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令……………同

告 示

- 昭和37年7月24日山形県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部改正……………同

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………769
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………773

病 院 事 業 局 関 係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………774
- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………776
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………777

そ の 他

- 平成26年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…778

規 則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

- 山形県労働委員会事務局組織規則（昭和27年10月県規則第65号）の一部を次のように改正する。
- 別表事務局長専決事項の欄中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。
 - 10 事務局長及び課長の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること
 - 別表課長専決事項の欄中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。
 - 13 所属職員の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額の算定等に関する規則（平成18年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「）若しくはこれ」を「）若しくは山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第1条に規定する配偶者同行休業若しくはこれら」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則の一部を改正する規則

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則（平成20年3月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第1条に規定する配偶者同行休業をした期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第13号

庁 中
出 先 機 関

職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の配偶者同行休業に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6の規定に基づく配偶者同行休業の承認の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請）

第2条 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、総務事務システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあっては、配偶者同行休業（期間延長）承認申請書（別記様式第1号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請）

第3条 前条の規定は、法第26条の6第2項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（届出）

第4条 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「条例」という。）第7条の規定による届出は、総務事務システムにより行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、配偶者同行休業に係る届出書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（職務復帰）

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第6条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（辞令書の交付）

第6条 次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令書を交付するものとする。

- (1) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 法第26条の6第4項において準用する同条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 法第26条の6第5項の規定により配偶者同行休業の承認が効力を失った場合
- (4) 法第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認を取り消す場合

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記
様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

(申請者) 所 属
職 名
氏 名

印

配偶者同行休業（期間延長）承認申請書

次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申 請 時 の 所属先の名称(所在地)	
	外 国 滞 在 事 由	
	外 国 滞 在 事 由 の 継 続 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	外 国 滞 在 中 の 所属先の名称(所在地)	
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者同行休業の 承認を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 配偶者の外国滞在事由及び外国滞在事由の継続する期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「6 備考」欄には、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 3 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

(申請者) 所属
職名
氏名

印

配偶者同行休業に係る届出書

次のとおり配偶者同行休業に係る事項について届け出ます。

1 届出事項	<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 届出の事項が発生した日	年 月 日

(注) 該当する□全てにレ印を記入すること。

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 人事・サービスの項中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。	部長等及び課長に係るもの	所属職員に係るもの	総合支庁長及び部長に係るもの	課長等に係るもの	所属職員に係るもの
---------------------------------------	--------------	-----------	----------------	----------	-----------

別表第4 第1号の表所長又は校長専決事項の欄中第18項を第19項とし、第13項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

別表第4 第1号の表事務局長専決事項の欄第1項中「第12項」を「第13項」に改め、同別表第2号の表（総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項）の項中第21項を第22項とし、第13項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第15号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「自己啓発等休業」を「その他休業」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第5号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県訓令第16号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「又は育児休業法第6条第1項第2号」を「、育児休業法第6条第1項第2号又は山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第8条第1項第2号」に改め、同条第3項中「又は第18条第3項」を「若しくは第18条第3項又は配偶者同行休業条例第8条第3項」に、「別記様式第4号の3」を「別記様式第4号の3又は別記様式第4号の4」に改める。

第15条第1項中「職員若しくは」を「職員、」に、「自己啓発等休業の」を「自己啓発等休業の承認を受けた職員若しくは配偶者同行休業条例第2条第1項の規定に基づき配偶者同行休業の」に、「第9条」を「第9条、配偶者同行休業条例第9条」に改める。

第31条第1項に次の2号を加える。

(24) 配偶者同行休業（期間延長）承認申請書（職員の配偶者同行休業に関する規程（平成26年7月県訓令第13号。以下「配偶者同行休業規程」という。）別記様式第1号による。）

(25) 配偶者同行休業に係る届出書（配偶者同行休業規程別記様式第2号による。）

第31条第3項第1号及び第2号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、同項第3号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に、「若しくは自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改め、同条第6項第1号から第3号まで中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

別記様式第4号の2中「(既往ツ反応)」を「 」に改める。

別記様式第4号の3の次に次の1様式を加える。

様式第4号の4

同意書

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第3項の規定により、〇年〇月〇日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県知事 殿

所属職氏名 ㊟

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第1号」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第2号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第2号」に改め、同表第9項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、同表中第22項を第23項とし、第12項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 配偶者同行休業	承認する場合	配偶者同行休業を承認する期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	
	配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合	配偶者同行休業の期間を〇年〇月〇日まで延長する	
	職務に復帰する場合	配偶者同行休業の承認の失効（取消し）により職務に復帰することを命ずる	1) 地方公務員法第26条の6第5項の場合（休職又は停職の処分を受けた場合を除く。）は「失効」と、同条第6項の場合（育児休業の承認を受けた場合を除く。）は「取消し」と記載すること。 2) 復職の場合に準ずること。

別記様式第13号の3の注書第3項第1号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同号に次のように加える。

チ 配偶者同行休業の日数

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第638号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成26年7月8日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社塩川住建
- (2) 主たる営業所の所在地 米沢市中田町1980番地
- (3) 代表者の氏名 塩川 和男
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般-25）第501053号

3 処分の内容

大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、平成26年7月22日から同月24日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

株式会社塩川住建が、民間発注の建設工事において、元請負人である株式会社後藤組から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の建設工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

山形県告示第639号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成26年7月8日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 興谷建築
- (2) 主たる営業所の所在地 米沢市御廟二丁目2番20の810号
- (3) 代表者の氏名 興谷 慶一
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般-26）第501074号

3 処分の内容

大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、平成26年7月22日から同月24日までの3日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

興谷建築の代表者が、民間発注の建設工事において、元請負人である株式会社後藤組から、建設業法第3条第1項の許可を受けないで、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の建設工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県議会議長 鈴 木 正 法

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 事務局長等の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

第6条第1項課（室）長共通の項中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 所属職員の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

第11条に次の1号を加える。

(11) 職員の配偶者同行休業に関する規程（平成26年7月県訓令第13号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第4号の3

同 意 書

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第3項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

所 属 職 氏 名 ㊟

別記様式第5号中 「(身分) (職名)」 を 「(所属) (職名)」 に改め、同様式の注書第1項

中「身分」を「所属」に改め、第2項中「「身分」とは、事務職員、技術職員、指導主事及び技能労務職員をいい、」を削り、第4項中「次の表の」を「次の表に」に改め、同項第1号の表第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第1号」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第2号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第2号」に改め、同表第8項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、同表中第21項を第22項とし、第11項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 配偶者同行休業	承認する場合	配偶者同行休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合	配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する	
	職務に復帰する場合	配偶者同行休業の承認の失効（取消し）により職務に復帰することを命ずる	(1) 地方公務員法第26条の6第5項の場合（休職又は停職の処分を受けた場合を除く。）は「失効」と、同条第6項の場合（育児休業の承認を受けた場合を除く。）は「取消し」と記載すること。 (2) 復職の場合に準ずること。

別記様式第6号中 「身分・職名」 を 「所属・職名」 に改め、同様式の注書第1項中「身分」を「所属」に改める。

別記様式第16号の注書第3項第1号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同号に次のように加える。

チ 配偶者同行休業の日数

別記様式第27号中 「身分 職名」 を 「職名」 に改める。

別記様式第29号中 「身分 職名」 を 「職名」 に改める。

別記様式第38号の2中 「身分 職名（嘱託業務名）」 を 「職名（嘱託業務名）」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「自己啓発等休業」を「その他休業」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成26年7月8日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年7月10日（木） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 山形県立高等学校における平成26年度使用教科用図書の採択の一部変更について

監 査 委 員 関 係

訓 令

山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県代表監査委員 会 田 稔 夫

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程（昭和50年4月県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第19項を第20項とし、第10項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 事務局長及び課長の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。
別表課長専決事項の欄中第18項を第19項とし、第12項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。
- 12 所属職員の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第54条第2号中「」若しくは」を「」、配偶者同行休業（同法第26条の6に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）若しくは」に改める。

第58条の見出し中「停職処分」を「配偶者同行休業又は停職処分」に改め、同条中「又は」を「配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第59条第2項中「、又は」を「、配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第75条第3号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業をしていたもの又は配偶者同行休業」に改める。

第77条第2項第2号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

第78条第4項第1号中「若しくは自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改める。

第96条の2第1項第3号中「又は」を「配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第96条の3第2項第2号中「研修等」を「配偶者同行休業をし、研修等」に改める。

第96条の4第2項中「をし、又は」を「をし、配偶者同行休業をし、又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業 地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業をいう。

第6条第2項第1号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

第10条第2項中「欠勤」を「配偶者同行休業、欠勤」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第11号中「第6条又は」を「第6条、」に、「第9条」を「第9条又は山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第9条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-4（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第1条第1号中「期間及び」を「期間、」に、「自己啓発等休業」を「自己啓発等休業をしている期間及び同法第26条の6に規定する配偶者同行休業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 6-6（職員の配偶者同行休業に関する規則）をここに公布する。

平成26年7月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則 6-6（職員の配偶者同行休業に関する規則）

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第1条 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第3号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 任命権者が、配偶者同行休業（条例第1条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をしている職員に対して、8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定の職員の請求に基づき与えられる産前休暇を与えることとなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員に対して、出産した職員の請求に基づき与えられる出産の日の翌日から8週間以内の産後休暇を与えることとなったこと。

（任命権者への届出事由）

第2条 条例第7条第4号の人事委員会規則で定める事由は、条例第6条第1号に掲げる事由とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県人事委員会訓令第2号

事務局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。別表事務局長専決事項の欄中第35項を第36項とし、第16項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

- 16 事務局長及び課長の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。別表課長専決事項の欄中第23項を第24項とし、第12項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。
- 12 所属職員の配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第3号

昭和37年7月24日山形県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成26年7月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第1項に次のように加える。

- へ 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第8条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員の職

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 人事・サービスの項中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
---------------------------------------	----------	-----------	-----------	---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の5の次に次の1項を加える。

（配偶者同行休業の承認の申請等）

第12条の6 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、総務事務システムにより、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、配偶者同行休業（期間延長）承認申請書（別記様式第3号の14）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、地方公務員法第26条の6第2項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

4 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第7条の規定による届出は、総務事務システムにより行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあつては、配偶者同行休業に係る届出書（別記様式第3号の15）により行うものとする。

5 第2項の規定は、前項の届出について準用する。

6 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（配偶者同行休業条例第6条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第16条第1項中「別記様式第3号の14」を「別記様式第3号の16」に改め、同条第7項中「別記様式第3号の15」を「別記様式第3号の17」に改める。

第19条第1項中「別記様式第3号の14」を「別記様式第3号の16」に改め、同条第8項中「別記様式第3号の15」を「別記様式第3号の17」に改める。

別記様式第3号の15を別記様式第3号の17とし、別記様式第3号の14を別記様式第3号の16とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第3号の14

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊟

配偶者同行休業（期間延長）承認申請書

次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長	
2 申請に係る配偶者	氏 名			
	職 業			
	申請時の 所属先の名称(所在地)			
	外国滞在事由			
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	外国滞在中の 所属先の名称(所在地)			
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)				
4 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで		
5 配偶者同行休業の 承認を受けた期間	年 月 日から	年 月 日まで		
6 備 考				

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

(1) 配偶者の外国滞在事由及び外国滞在事由の継続する期間

(2) (1)の内容に関する照会先

2 「6 備考」欄には、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

3 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第3号の15

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊟

配偶者同行休業に係る届出書

次のとおり配偶者同行休業に係る事項について届け出ます。

内勤		日	特別 休暇	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	日		私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張	日		その他	日時	職専免	日時
研修		日	停職	日	派遣	日	
年次休暇		日時	傷病休職	日	専従休職	日	
忌引休暇		日	その他休職	日	部分休業	回日時	
産前産後		日	育児休業	日	介護休暇	日時	
生理休暇		日	育児短時間勤務等	日			
結核休暇		日	その他休業	日			
内勤		日	特別 休暇	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	日		私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張	日		その他	日時	職専免	日時
研修		日	停職	日	派遣	日	
年次休暇		日時	傷病休職	日	専従休職	日	
忌引休暇		日	その他休職	日	部分休業	回日時	
産前産後		日	育児休業	日	介護休暇	日時	
生理休暇		日	育児短時間勤務等	日			
結核休暇		日	その他休業	日			
内勤		日	特別 休暇	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	日		私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張	日		その他	日時	職専免	日時
研修		日	停職	日	派遣	日	
年次休暇		日時	傷病休職	日	専従休職	日	
忌引休暇		日	その他休職	日	部分休業	回日時	
産前産後		日	育児休業	日	介護休暇	日時	
生理休暇		日	育児短時間勤務等	日			
結核休暇		日	その他休業	日			

に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「又は育児休業法第6条第1項第2号」を「、育児休業法第6条第1項第2号又は山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第8条第1項第2号」に改め、同条第3項中「又は第18条第3項」を「若しくは第18条第3項又は配偶者同行休業条例第8条第3項」に、「別記様式第5号」を「別記様式第5号又は別記様式第5号の2」に改める。

第14条第1項中「職員若しくは」を「職員、」に、「自己啓発等休業の」を「自己啓発等休業の承認を受けた職員若しくは配偶者同行休業条例第2条第1項の規定に基づき配偶者同行休業の」に、「第9条」を「第9条、配偶者同行休業条例第9条」に改める。

第36条第1項第10号中「別記様式第3号の14」を「別記様式第3号の16」に改め、同項第11号中「別記様式第3号の15」を「別記様式第3号の17」に改め、同項第23号を第25号とし、第10号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 配偶者同行休業（期間延長）承認申請書（就業規程別記様式第3号の14による。）

(11) 配偶者同行休業に係る届出書（就業規程別記様式第3号の15による。）

第36条第3項第1号及び第2号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、同項第3号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に、「若しくは自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改め、同条第6項第1号から第3号まで中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

別記様式第4号中「(既往ツ反応)」を「 」に改める。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2

同 意 書

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第3項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県企業管理者 殿

所 属 職 氏 名 ㊦

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第1号」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第2号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第2号」に改め、同表中第22項を第23項とし、第12項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 配偶者同行休業	承認する場合	配偶者同行休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合	配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する	

職務に復帰する 場合	配偶者同行休業の承認の失効 (取消し)により職務に復帰 することを命ずる	(1) 地方公務員法第26条の6第5項の場合 (休職又は停職の処分を受けた場合を除く。)は「失効」と、同条第6項の場合 (育児休業の承認を受けた場合を除く。)は「取消し」と記載すること。 (2) 復職の場合に準ずること。
---------------	--	---

別記様式第17号の注書第3項第1号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同号に次のように加える。

チ 配偶者同行休業の日数

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立中央病院の項中「麻醉科」を「麻醉科、病理診断科」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認の申請等）

第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、総務事務システムにより、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあっては、配偶者同行休業（期間延長）承認申請書（別記様式第8号の6）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、地方公務員法第26条の6第2項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

4 山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第7条の規定による届出は、総務事務システムにより行うものとする。ただし、総務事務システムを使用できない職員にあっては、配偶者同行休業に係る届出書（別記様式第8号の7）により行うものとする。

5 第2項の規定は、前項の届出について準用する。

6 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（配偶者同行休業条例第6条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

別記様式第8号の5の次に次の2様式を加える。
様式第8号の6

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊤

配偶者同行休業（期間延長）承認申請書

次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長	
2 申請に係る配偶者	氏 名	
	職 業	
	申 請 時 の 所属先の名称(所在地)	
	外 国 滞 在 事 由	
	外 国 滞 在 事 由 の 継 続 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
外 国 滞 在 中 の 所属先の名称(所在地)		
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者同行休業の 承認を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 配偶者の外国滞在事由及び外国滞在事由の継続する期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「6 備考」欄には、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 3 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第8号の7

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊤

配偶者同行休業に係る届出書

次のとおり配偶者同行休業に係る事項について届け出ます。

別記様式第4号の2の次に次の1様式を加える。
様式第4号の3

同 意 書

山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第3項の規定により、○年○月○日まで任期を更新されることに同意します。

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 ㊦

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第1項中「第6条第1項第1号」を「第6条第1項第1号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第1号」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第2号、山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例第8条第1項第2号」に改め、同表中第22項を第23項とし、第12項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 配偶者同行休業	承認する場合	配偶者同行休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合	配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する	
	職務に復帰する場合	配偶者同行休業の承認の失効（取消し）により職務に復帰することを命ずる	(1) 地方公務員法第26条の6第5項の場合（休職又は停職の処分を受けた場合を除く。）は「失効」と、同条第6項の場合（育児休業の承認を受けた場合を除く。）は「取消し」と記載すること。 (2) 復職の場合に準ずること。

別記様式第18号の注書第3項第1号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改め、同号に次のように加える。

チ 配偶者同行休業の日数

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第17号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月8日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項中第22項を第23項とし、第12項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	
---------------------------------------	----------	-----------	--

別表第2病院の長専決事項の欄中第24項を第25項とし、第12項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成26年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 磯 部 力

- 1 試験の日時
平成26年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
山形市蔵王飯田637番地 ヒルズサンピア山形
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- イ 試験は、筆記試験によって行う。
- ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験手続

(1) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

- イ 郵送配布 平成26年8月4日（月）から同月29日（金）までに、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記宛先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北庁舎	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	

ロ 窓口配布

山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで（同年8月13日（水）から同月15日（金）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 郵送による受験申込み

- イ 受付期間 平成26年8月4日（月）から同年9月5日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）
- ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷されている。）。）
- ハ 提出書類 受験願書一式
- ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

(3) インターネットによる受験申込み

- イ 受験申込み画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。
- ロ 受付期間 平成26年8月4日（月）午前9時から同年9月2日（火）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ハ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

(4) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号 03(3263)7700）

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(4)の連絡先へ相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時 平成27年1月26日（月）午前9時
- (2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

平成26年7月8日印刷
平成26年7月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056